

オフィースフォーティーズ 企業法務シリーズ CIETAC仲裁事例研究 18 土地使用権が出資者に帰属 するとされた事例

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	48
号	8
ページ	6-11
発行年	2001-08-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会:このデータは日本商事仲裁
	協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7206

オフィースフォーティーズ 企業法務シリーズ CIETAC仲裁事例研究®

土地使用権が出資者に帰属するとされた事例

村 上 幸 隆*

【事案の概要】

申訴人 X

被申訴人 Y1·Y2

- 1. 本件仲裁申請に至る経過は、次のとおりである。
 - (1) A、B、C、Dは、1984年9月15日、投資総額を240万元、合弁期限を10年とする「合弁経営ゴム企業有限会社契約書」を締結した。

深圳市人民政府は、1984年11月29日設立を 認可し、1985年4月10日国家工商行政管理局 は、営業許可証を発行した。

(2) その後、合弁当事者の1名に不可抗力の事由が発生し、合弁企業は出資者の変更を決定し、Aはその出資持分をXに譲渡し、Bはその出資持分をY1に譲渡し、CとDは合弁企業から脱退し、Y2が新たな出資者として参加した。合弁企業の董事会は、1987年7月25日に、出資者変更決議を全員一致の賛成により決議し、X、Y1、Y2は、新たに合弁契約を締結した。

1987年9月12日、深圳市人民政府は出資者変更を認可し、合弁企業の登録資本は240万元、出資持分比率を X が35%、 Y 1 が35%、 Y 2 が30% とした。

1988年2月11日、合弁企業は変更後の営業許

* むらかみ ゆきたか

弁護士

現代アジア法研究会会員

可証を受領した。

- (3) 合弁契約書締結後、X、Y1、Y2の投資資金は納付された。その中で、Xは3000㎡の土地(以下「本件土地」という。)を合弁企業に提供し、土地取得開発費を42万元と評価してXの現金投資の一部として充当された。
- (4) その後、合弁企業は経営請負により経営されたがうまく行かず、請け負って経営する者が代わったりしたが、結局好転しなかった。
- (5) 1992年11月3日、董事会会議において、Y2 の出資持分比率を5%下げ、その5%の出資持 分は他の二者で均等に分配することを決定し た。その結果、出資持分比率は、Xが37.5%、 Y1が37.5%、Y2が25%となった。
- (6) 1993年2月23日、董事会会議において、合弁 企業の生産経営過程において発生した重大な 損失により清算することを決議した。
- (7) 1993年8月10日、合弁企業は董事会会議を開催し、以下のとおり決議した。
 - ① 合弁企業が使用している本件土地の土地 使用権の帰属問題に関し、XはXに帰属す ると主張し、Y1、Y2は合弁企業に帰属す ると主張した。
 - ② 合弁企業の長期にわたる損失により、 1993年8月11日から清算に入り、合弁当事者 は各1名の代表を派遣して清算委員会を構 成して日常事務を処理する。1993年8月11 日、合弁当事者三者の代表は、帳簿上の数 字に従って合弁企業の負債が概算111万

9114.13香港ドル、150万9525元であると確認した。正確な数字は会計士事務所が調査 する。

- (8) Xは1993年12月15日、中国国際経済貿易仲 裁委員会深圳分会に下記内容の仲裁申請を提 出した。
 - ① 合弁企業が占有する本件土地の土地使用 権はXに帰属することを確認する。
 - ② 期限の前に合弁の履行を終了し、合弁企業の損失は合弁企業の三者が投資比率に基づいて分担する。
- (9) Y1、Y2は、答弁書において、次のとおり 主張した。
 - ① 合弁企業が占有する本件土地の土地使用 権は合弁企業に属することを確認する。
 - ② 合弁企業の財産権が明確になるまでは、 Xは単独で期限前に合弁契約の終了をする ことはできない。
- 2. Xの主張は次のとおりである。
 - (1) 土地使用権の問題について
 - ① 合弁企業が使用する本件土地は、Xがプロジェクト建設をし、その管理区に申請認可を得た2万mの工業用地の一部分であり、使用期間は1988年4月1日から2018年4月1日までの30年である。
 - ② Xは土地取得契約書の規定に基づき、 1988年末までに全部の土地の開発費280万 元を納付し、以後毎年土地使用費を納付し、 Xが土地取得契約書の義務を負っている。
 - ③ 合弁企業がXに代理取得の委託をした委 託取得であるなら、合弁企業が土地取得契 約の義務を負担しなければならないが、合 弁企業は土地使用費の支払をしていない。
 - ④ 中国側出資者は土地使用権をもって合弁 企業に現物出資することができるが、この 場合は合弁契約及び定款において規定し、 その価格を合弁当事者によって協議して定 めなければならない。しかし本件の場合は

現物出資の要件を満たしていない。合弁契 約は、すべて現金出資である。

(2) 合弁契約終了の問題に関して

合弁企業は、生産開始以来経営管理が不十分で、長期間損失を出してきた。経営請負によっても企業の業績を好転させることができなかった。1993年8月末の概算によると、総負債額は150万9525元、111万9114.13香港ドルである。企業に重大な損失が生じ、経営を継続できない場合であり、合弁企業法実施条例102条1項2号(1)により合弁企業は解散することができる。よってXは、企業の経済損失が拡大するのを避けるために、合弁契約の繰上終了を要求する。

企業の債務は、合弁企業法4条3項⁽²⁾により 登録資本の割合に応じて分担する。1992年11 月3日の董事会会議が出資当事者の投資比率 を変更した決定があるが、まだ原審査認可機 関の認可を経ておらず、工商行政管理局の変 更登記を申請していないため、法的効力を有 していない。従って、当初の契約が定める比 率によって損失を分担する。

- 3. Y1・Y2の主張は次のとおりである。
 - (1) 土地使用権の問題について
 - ① 出資者変更後、土地の申請問題を検討し、 Xが合弁企業の為に本件土地を申請し、 1988年1月4日、Xはその名前で土地開発契 約書を締結し、Xは当該契約において、本 件土地について2万㎡の工業用地の使用権 と共に申請し、その中の本件土地は合弁企 業に属する。
 - ② 本件土地の土地開発費42万6000元は、合 弁企業の出資によるものである。 X により 立替納付されたものであっても、 X がその 合弁企業に投入しなければならない出資額 から控除される。土地価格を支払う者が土 地使用権を取得するのであり、本件土地の 土地価格は、合弁企業により支払われてお

- り、合弁企業が土地使用権者である。
- ③ 本件土地は、ずっと合弁企業が占有使用 している。合弁企業はその上に工場一棟、 労働者宿舎、倉庫及び露天の貯蔵場等を建 設し、かつ本件土地は鉄線と木の板で囲っ ていて、Xの1万7000㎡の土地とは完全に区 分されている。
- (2) 合弁契約終了の問題に関して

出資者変更時の合弁契約書によると、合弁 期限は10年とし、契約が認可され、工商行政 管理局の登録登記の日から起算すると規定さ れている。当該契約は、1998年1月6日に深圳 市人民政府の認可を得て、新出資者の工商登 記許可証において1988年2月11日から1998年2 月10日までとされており、期限は未だ到来し ていない。

合弁企業の経営上において一定の困難が出 現したとしても、資産をもって債務を弁済す ることができない状況ではなく、現在の合弁企 業の余剰資産は数百万元に達する状況である。

【仲裁判断】

(主文)

- 1. 合弁経営有限公司契約書を終了させる。
- 2. XとY1、Y2は、合弁企業法実施条例14章の 関係規定に基づき、企業の清算をしなければな らない。合弁企業が占有する本件土地は、Xに より回収される。土地上の建築物は、Xが評価 額に基づき買い取り、その買取価格は合弁企業 の資産とする。合弁各当事者は、契約で定めら れた投資比率に基づき資産を分配し、損失を負 担する。

(理由)

1. 合弁企業の開始・終了時期について

原有効期限は、工商行政管理局登録登記の日である1985年4月10日から起算する。合弁企業法 実施条例101条⁽³⁾に基づき、本件合弁企業の合弁 期限は、営業許可証交付の日である1985年4月10 日から1995年4月10日までである。

2. 合弁企業は繰上解散することができるかどう か

合弁企業は出資者変更後において何度か請負 経営を実行してきたが、毎年損失を出し、1992 年8月10日の董事会会議議事録からは、1992年上 半期までに既に80万元の損失が出ていることが わかる。

深圳市会計士事務所が1992年12月31日現在に おいてなした帳簿調査報告からは、1992年末に おいて、合弁企業は既に100万3582.44元の損失 があることがわかる。

そのため、合弁企業董事会は、1993年2月23日、 「合弁企業が生産経営過程で発生した重大な損 失により、1993年2月23日から生産を停止する」 と決議した。

又合弁企業董事会は、1993年8月10日、「合弁企業のここ近年の長期にわたる欠損により、現在資本を返還する力もなく、債務を返還する力もない。そのため当該会社は経営を続けていく方法がない。1993年8月11日から合弁企業は内部清算段階に入り、並びに合弁当事者は1名の代表を派遣して清算委員会を構成して日常事務を処理することに一致して同意する。」と決議した。

翌日、合弁三者の代表は、帳簿により合弁企業の負債が概算111万9114.13香港ドル、150万9525元であると確認した。1994年3月19日、深圳市会計士事務所の帳簿調査報告によると、1993年12月31日における合弁企業の累計損失は、123万1271.68元であることがわかる。

以上からすると、合弁企業は出資者変更後において何度か請負経営を実行してきたが、収益は決してよくなく、毎年損失を出し、1993年2月23日に生産を停止し、1993年8月10日には合弁三者は、合弁企業の経営をしていくことはできないと判断し、内部清算を進めることに一致し同意した。仲裁廷は以上の情況を考慮し、並びに合弁企業法実施条例102条に基づき合弁企業の

繰上解散を認める。

各出資者の投資比率の問題に関しては、合弁企業董事会は1992年11月にY2の投資比率を調整して25%とし、残りの5%は他の二者が均等に分配することとした。しかし登録資本の変更に対して認可申請しておらず、また変更登記手続もされていないので、合弁企業法実施条例24条(*)により無効であり、原認可契約の登録資本の比率に従う。

3. 本件土地の帰属問題に関して

- (1) X、Y1、Y2が1987年7月25日に締結した合 弁契約7条によるとXの投資義務は84万元相 当の人民元及び香港ドルの現金出資であり、 土地使用権の出資とは規定していない。
- (2) Xは1988年1月4日に市当局と土地開発契約 曹を締結した。市当局は2万mの開発土地を提 供し、使用年限を30年とし、1m3当たりの土地 使用料を140元と計算し、Xから土地開発費合 計280万元を収受した。国家及び深圳経済特区 土地管理関係規定(5)に基づき、Xが直接税務 部門に土地使用費を納付しなければならない。
- (3) Xは、土地開発費を納付し、毎年深圳市に 土地使用費を納付してきた。
- (4) 1988年、Xは、2万m中の本件土地を合弁企業の使用のために引き渡し、1m当たりの土地開発費140元をもとに評価した42万元をもってXの現金投資に充当した。
- (5) Xは本件土地を合弁企業の使用のため引き渡したが、土地使用権の譲渡手続は行っておらず、変更登記手続及び土地使用権譲渡の納付もなされていない。毎年の土地使用費は、すべてXが納付している。このような土地使用方式は、Xが、土地使用費、開発費等を負担する土地使用権を、一定期間内合弁企業の使用に供給しているものであり、それをもってする現金投資の一種の投資方式である。この種の方式は合弁契約を変更するものである

が、実際上は当事者の間で認められて実現しているものである。本件土地の土地使用権は、 Xの所有に属し、合弁企業解散時にはXにより回収されなければならない。

(6) 本件土地上に合弁企業が投資して建設した 工場、宿舎等の建築物は、Xにより買い取ら れなければならず、その価格は合弁企業が深 圳経済特区財産評価暫定圳法により設立した 財産評価機構に委託し、評価を確定しなけれ ばならない。評価においては、土地使用権の 価格部分を除かなければならない。

(出典:郭暁文主編「中国国際経済貿易仲裁案例 分析(第二卷)」香港三聯書店1997年·案例19·171 頁~183頁)

【解説](6)

1. 本件土地の土地使用権の帰属について 土地使用権は、Xに帰属するのか、それとも 合弁企業に帰属するのか。

Xは自己に帰属すると主張し、Y1・Y2は合 弁企業に属すると主張するが、結局どちらが正 しいのか。これが本件における論点である。

Xの主張を要約すると、次のとおりである。

- ① 土地はXが申請し市当局と契約している。
- ② 土地開発費と使用費はXが納付している。
- ③ 合弁企業の委託によりXが土地を代理取得 したということの根拠は全くなく、合弁企業 は土地取得契約における義務を負担していな い。
- ④ 土地使用権は、Xの出資には含まれない。 Y1・Y2の主張を要約すると、次のとおりで ある。
- ① 合弁企業の土地は、合弁企業の要求により Xが代理取得したものであり、2回の董事会会 議議事録がこの点を証明している。
- ② 土地開発費は先にXにより立替払されその 後合弁企業の出資とされた。
- ③ 合弁企業は、ずっと当該土地を占有し建物

をその上に建築している。

2. 土地使用権の現物出資か

まず検討すべきは、土地使用権が現物出資されたものであるかどうか、についてである。

土地使用権を現物出資とするには、合弁企業 法5条3項、4項(のに基づく手続を履践しなければ ならない。そのためには①合弁契約及び定款に 記載しなければならず、②その価格は、合弁各 当事者が評議し定めなければならない、という 2点が必要である。当然のことながら、①②共に 認可の対象となる。

X、Y1、Y2が1987年7月25日に締結した合弁 契約7条は、Xは84万元相当の人民元及び香港ド ルを出資すると規定しており、土地使用権を出 資するとは規定していない。従って、まずこの 点から要件を満たしておらず、現物出資と認め ることは無理である。

3. 土地使用権の譲渡か

次に、合弁企業がXの土地使用権を譲り受けたものかどうか。

Xが1988年1月4日に締結した土地開発契約書において、Xは、契約に基づき土地開発費280万元を支払い、2万㎡の開発土地を取得した。この後Xは、市当局に対して土地使用費を納付してきた。ここからXは当該土地の最初の払下譲受人であることが分かる。

合弁企業が土地使用権を有するとすれば、X から合弁企業が土地使用権の譲渡を受けたと解 する必要がある。

有償払下を受けた土地使用権を譲渡する場合には、譲渡契約を締結し、移転登記手続を行わなければならない(「都市・鎮における国有土地使用権払下及び譲渡暫定施行条例」19条、25条(®))。

しかしXは、本件土地を合弁企業の使用のために引き渡したが、こうした土地譲渡に必要な手続をとっていないので、合弁企業が土地使用権の譲渡を受けたと解することはできない。

4. ところで、本件の実態を考えてみると、当事者の意図としては、合弁企業が使用する土地の土地使用権をXを表に出して土地取得をし、後に合弁企業が土地使用権者となるつもりだったのではないか、という可能性がある。関係主管部門との関係等で、合弁企業が直接土地使用権の払下を受けるよりもXの方が払下を受けやすかったのかもしれない。

もしそうだとすれば、Xから合弁企業への土 地譲渡手続をとっておくべきであり、そうであ ればX名義の土地は、合弁企業名義の土地にさ れたものであり、本件のような問題は生じな かった。

合弁企業の場合に、中国側出資者が土地使用 権を現物出資する場合や、土地使用権を中国側 出資者が取得した上で合弁企業に譲渡するとい う場合が往々にしてある。そうした場合に、土 地使用権者の名義が中国側出資者のままになっ ているケースがしばしば見られる。こうした場 合には本件のように清算の段階になって、外資 側出資者が大慌ですることになる。又、清算に 至らないまでも、合弁企業の資金繰りに充 うとして、借入の際に土地使用権に抵当権に を しようとしたが、実は合弁企業の名義になっ ていなかったため困ってしまう、ということが ある。

実務上注意すべき点である。

5. 建物の買取の根拠

仲裁廷はXに対して土地上の建物の買取を命 じているが、法的根拠は一体何なのか。

本件土地上の建物をXが利用できるのであるなら、その価値相当額をXに支払わせる、というのは、実質的な解決方法としては妥当であろう。

しかしながら、このような解決方法をとることができるための法令上の根拠が不明である。 仲裁判断にも引用されていない。このような判断をするのであれば、法令上の根拠を明示すべきであろう。□

[注]一

(1) 《合弁法実施条例》

第102条 合弁企業は、下記の場合に解散する。

(2) 企業に重大な損失が生じ、経営を継続できない場合。

(2) (合弁法)

第4条第3項 合弁各当事者はそれぞれの登録資本の割 合に応じて利益を分配し、危険と欠損を分担する。

(3) 〈合弁法実施条例〉

第101条第1項 合弁企業の合弁期間は、合弁各方が合 弁企業の合意、契約、定款の中で規定する。合弁期 間は、合弁企業の営業許可証交付の日から起算する。

(4) 《合弁法実施条例》

第24条 合弁企業の登録資本の増額、譲渡又はその他 の方式による処分は、董事会で決議し、かつ原認可 機関の認可を受け、原登記管理機関で登記変更の手 続をとらなければならない。

(5) 〈深圳経済特区土地使用権払下圳法〉

第2条 土地使用者は市国土割当局に対して土地価格を支払う。

〈深圳経済特区土地管理条例〉

- 第10条 譲受人は、市国土局と土地使用契約を締結し、 相互の権利義務関係を明確にしなければならない。 市国土局は、譲受人が土地使用価格をすべて支払っ た後国有土地使用証を発給し、その使用権を確認し なければならない。
- 第13条 譲受人は、市政府の規定に基づき、毎年、市 国土局に対して土地使用費を納付しなければならない。
- 第19条 土地使用単位及び個人が取得した国有土地 は、有償譲渡、抵当することができる。
- 第22条 土地使用権の譲渡には、当事者は土地使用権 譲渡契約を締結し、並びに契約締結の日から15日以 内に、市国土局に対して変更登記手続を行い、土地 使用権譲渡費を納付し、国有土地使用証を交換して 受領する。土地使用権譲渡費の基準は、市政府の規 定による。
- (6) 中国における土地使用権に関しては、三浦和博「中国における土地使用権の法的性質と問題点」国際商事法務24巻6号626頁~632頁に詳しいので参照されたい。

(7) 《合弁企業法》

第5条 合弁企業各当事者は現金、現物、工業所有権等をもって投資することができる。

外国側合弁者の投資する技術及び設備は、確実に わが国の必要に応じた先進的技術又は設備でなけれ ばならない。遅れた技術又は設備をもって故意に欺 き、損失を生じた場合は、その損失を賠償しなけれ ばならない。

中国側合弁者の投資は、合弁企業の経営期間中に 提供する土地使用権を含めることができる。土地使 用権を中国側合弁者の投資の一部としない場合は、 合弁企業は中国政府に使用料を納付しなければなら ない

上記各項の投資については、合弁企業の契約及び 定款に定めなければならない。その価格(土地は除 く。)は、合弁各当事者が評議し定める。

(8) **(**都市・鎮における国有土地使用権払下及び譲渡暫 定施行条例**)**

第19条 土地使用権の移転とは、土地使用権の再譲渡 行為をいう。それは、販売、交換と贈与を含む。

土地使用権の譲渡契約に規定される期限と条件に 基づいて土地を開発し、使用していないものは、土 地使用権を移転することができない。

第25条 土地使用権と地上建物その他の付着物の所有 権が移転される場合には、関係規定に従って移転登 記の手続をとらなければならない。

土地使用権と地上建物その他の付着物の所有権が 分離して移転される場合には、市、県の人民政府土 地管理部門と不動産管理部門の認可を経て、規定に 従って移転登記の手統をとらなければならない。